

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2019 年 5 月 31 日

野村インデックスファンド・ 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

愛称: Funds-i 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。) は 野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。 なお、ファンドの投資信託約款の全文 は請求目論見書に記載しています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

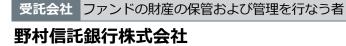
0120-753104 〈受付時間〉 営業日の午前 9 時~午後 5 時

●ホームページ

http://www.nomura-am.co.jp/

●携帯サイト(基準価額等)

http://www.nomura-am.co.jp/mobile/



商品分類			属性区分						
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス
追加型	内外	資産複合	インデックス型	その他資産 ^(注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	その他 (合成指数)

(注)(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分固定型))

<委託会社の情報>

■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2019年4月末現在)

■運用する投資信託財産の合計純資産総額:35兆6061億円(2019年3月29日現在)

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2018 年 11 月 29 日に関東財務局長に提出しており、2018 年 11 月 30 日にその効力が生じております。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年 法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

^{*}属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。



■ ファンドの目的

信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

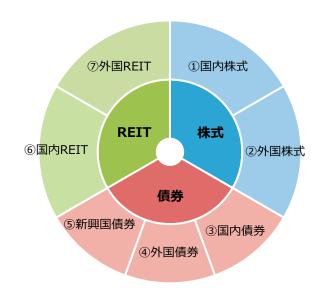
国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象*とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

●ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本(「基本投資割合」といいます。)とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

■基本投資割合■





マザーファンド名	基本投資 割合	主要投資対象	対象指数
①国内株式マザーファンド	1/6	 わが国の株式 	東証株価指数(TOPIX)
②外国株式為替ヘッジ型 マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり)
③国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	1/9	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合
④外国債券為替ヘッジ型 マザーファンド	1/9	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)
⑤新興国債券マザーファンド	1/9	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボ ンド・インデックス・プラス(円ヘッジベー ス)*
⑥J-REIT インデックス マザーファンド	1/6	J-REIT ^{**1}	東証 REIT 指数(配当込み)
⑦海外 REIT インデックス 為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	日本を除く世界 各国の REIT ^{※2}	S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、 円へッジ)

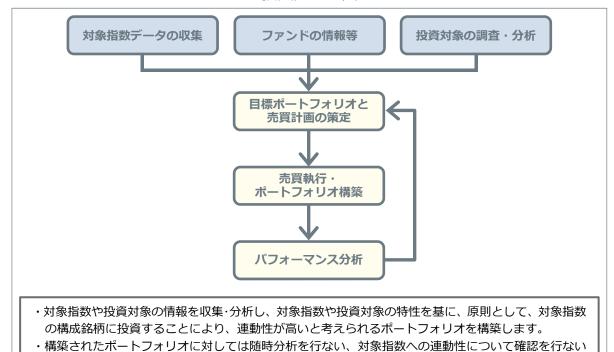
- ※1 わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信 託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。
- ※2 海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。
- * JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (USドルベース) をもとに、委託会社が為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。

(新興国債券マザーファンドは「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいては、原則として基本投資割合の範囲で為替予約取引等を行ない、「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジベース)」に連動する投資成果を目指します。)

・各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等については、追加的記載事項をご覧ください。



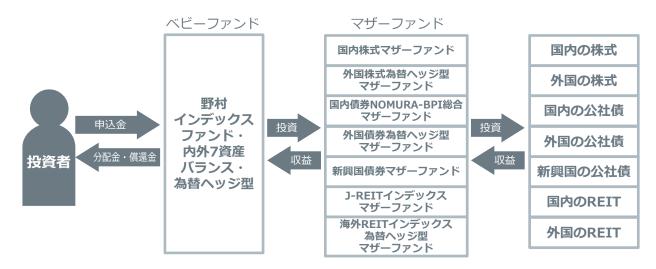
■投資プロセス■



*上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

ます。ポートフォリオの変更が必要と判断される場合はリバランスを行ないます。

- ●合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティ ブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実 現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的 に活用する場合があります。
- ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。





主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、 基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
REIT の 価格変動リスク	REIT は、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的に REIT に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

^{*}基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●ファンドの基準価額と対象指数(合成指数)は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。



- REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ●ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- ●金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の 停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な 減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止 すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を 設けて行なっております。

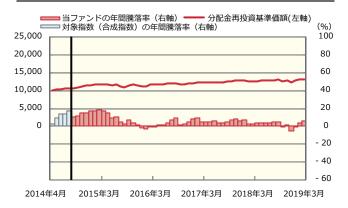
- ●パフォーマンスの考査
 - 投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。
- ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。



リスクの定量的比較 (2014年4月末~2019年3月末:月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファント゛	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	18.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	△ 4.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	6.1	10.5	12.0	7.9	2.0	3.2	1.4

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年4月末を10,000として指数化しております。
- *年間騰落率は、2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2014年8月までは、対象指数(合成指数)の騰落率を表示しております。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、 当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象指数(合成指数)を用いて算出しております。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- ○日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- ○先進国株: MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)
- ○新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- ○日本国債: NOMURA-BPI 国債
- ○先進国債: FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債:JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 ○MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当込
- ○MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。 また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- ○FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または 示唆を行なうものではありません。指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または ん。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。



運用実績 (2019年3月29日現在)

基準価額・純資産の推移(日次:設定来)



➡ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2018年9月	0	円
2017年9月	0	円
2016年9月	0	円
2015年9月	0	円
2014年9月	0	円
設定来累計	0	円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

<u> </u>	
銘柄	投資比率(%)
国内株式マザーファンド	16.2
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	16.5
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	11.0
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	11.1
新興国債券マザーファンド	11.1
J-REITインデックス マザーファンド	16.9
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	17.0

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

	SMOV () /) / I GREE CONSCIENT						
順位	 銘柄 	業種	投資比率(%)				
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.5				
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.3				
3	武田薬品工業	医薬品	0.3				
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.3				
5	キーエンス	電気機器	0.2				

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.4
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.4
3	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	0.3
4	FACEBOOK INC-A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2
5	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	0.2

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	 	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(5年)第126回	国債証券	0.1
2	国庫債券 利付(5年)第125回	国債証券	0.1
3	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	0.1
4	国庫債券 利付(10年)第345回	国債証券	0.1
5	国庫債券 利付(5年)第127回	国債証券	0.1



運用実績 (2019年3月29日現在)

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	RUSSIAN FEDERATION	国債証券	0.2
2	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2
3	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	0.2
4	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	0.1
5	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	0.1

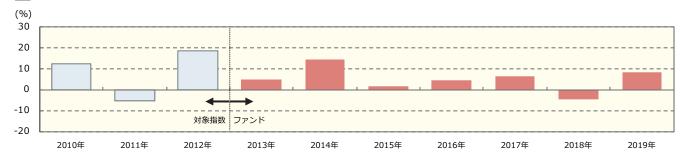
・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	1.3
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	1.1
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.9
4	日本リテールファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.7
5	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	投資証券	0.7

・「海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.8
2	PROLOGIS INC	投資証券	0.6
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.5
4	WELLTOWER INC	投資証券	0.4
5	EQUITY RESIDENTIAL	投資証券	0.4

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2010年から2012年は対象指数(合成指数)の年間収益率。(出所: MSCI他)
- ・2013年は設定日(2013年9月12日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象指数(合成指数)の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



■ お申込みメモ

購	入	単	位	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位	
購	入	価	額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購	入	代	金	販売会社の定める期日までにお支払いください。	
16		***			
	<u>金</u>	単 	位	1万口単位、1口単位または1円単位	
換	金	価	額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換	金	代	金	原則、換金申込日から起算して 5 営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期す る場合があります。	
申	込 締	切時	間	午後 3 時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購	入の日	申 込 期	間	2018 年 11 月 30 日から 2019 年 11 月 28 日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換	金	制	限	大口換金には制限を設ける場合があります。	
申	込 2	不 可	日	販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行	
		き申込受付び取消		金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、 換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの 受付を取消すことがあります。	
信	託	期	間	無期限 (2013 年 9 月 12 日設定)	
繰	上	償	還	受益権口数が 30 億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決	Ĵ	———— 算	日	原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)	
収	益	分	配	年1回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信	託金の	の限度	額	1 兆円	
公			告	原則、http://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。	
運	用 载	報告	書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付しま す。	
課	税	関	係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 *上記は 2019 年 3 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。	

[※]購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



┗ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投	投資者が直接的に負担する費用						
	購入時手数料	購入価額に2.16% [*] (税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 ※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、2.2%となります。 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務 コストの対価として、購入時に頂戴するものです。					
	信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.2%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご 負担いただきます。					
投	投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
	運用管理費用	ファン最初の信託報	ドの信託報酬は、日々計上され、ファ		総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の 言託終了のときファンドから支払われます。 年0.54%*(税抜年0.50%)以内 (2019年5月30日現在 生0.54%*(税抜年0.50%))		
	(信託報酬)	支払先の配分(税抜)	在 販売会社 受託会社	基準価額の算出等 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.23%		
		*上記配分は、2019年5月30日現在の信託報酬率における配分です。 ※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年0.55%となります。					
	その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等					



手続・手数料等

税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- *上記は2019年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- *少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合 少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりま す。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合 わせください。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



ファンドの名称について

「野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型」を「野村 Funds-i 内外 7 資産為替ヘッジ」という場合があります。

●各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について

○東証株価指数(TOPIX)、東証 REIT 指数(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)、東証 REIT 指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI 指数

MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI 総合

NOMURA-BPI 総合の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

○JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス

本インデックスは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「インデックス・スポンサー」といいます。)に帰属します。インデックス・スポンサーは、本インデックスを参照する証券、金融関連商品又は取引(以下各々「商品」といいます。)を、賛助し、支持し、又はその他の方法で推奨するものではありません。本書に含まれる商品に関する情報は、その提供のみを目的としたものであり、商品の購入若しくは販売を目的とした募集・勧誘を行うものではありません。本インデックスの情報源及びこれに含まれるデータ若しくはその他の情報は信頼できると思われるものですが、インデックス・スポンサーはその完全性及び正確性を保証するものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品への投資の妥当性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品の管理、マーケティング又は取引に関して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスに関する追加の情報については、www.morganmarkets.comをご覧ください。当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

○S&P 先進国 REIT 指数

S&P 先進国 REIT 指数はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表明等を行なうものではありません。

